**令和７年度**

**新規学卒求人の提出にあたって**

**ハローワーク堺**

**学卒コーナー**

**＜　目　次　＞**

**【１．高卒求人の申込みにあたって】・・・・・・・・・・・Ｐ３**

**【２．高卒求人に係るスケジュール】・・・・・・・・・・・Ｐ４**

**【３．求人の変更や取消しについて】・・・・・・・・・・・Ｐ７**

**【４．高卒求人申込時における提出書類について】・・・・・・Ｐ８**

**【５．大卒求人について】 ・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９**

**【6．窓口のごあんない】・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10**

**【１．高卒求人の申込みにあたって】**

**１．責任ある採用計画**

　　新規学校卒業予定者の募集にあたっては大学生○名、高校生○名といった具体的で的確な採用計画を立ててください（若干名といった募集はできません。）。

　　他（中途採用者・大学生等）で採用を決定した又は応募がないからといって、**高校生の募集の中止や求人数を削減するということはできません**。

　　高卒求人は当初の求人数について**全て採用とならない限り、募集を終了することはできませんので、必ず必要な人数で募集してください。**

　　なお、求人は充足しない限り翌年度の６月末まで有効となります。

また、採用内定取消し及び入職時期の繰り下げは、その生徒と家族に計り知れない打撃と失望感を与えることになります。**決してあってはならない重大な問題ですので、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じ、採用内定取消しを行うことがないようにしてください。**

採用内定取消しを行った場合、その理由が事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められない等の場合には、その内容が公表されることになります。さらに次年度の新規学校卒業予定者を募集する際、同様の事態が発生するおそれのないことが確認されるまで求人の受理をしないことや公表の対象となった場合には、求人票にその事実を表記した上で、受理するといったこととなります。

　　やむを得ず上記のような事態に至る場合には、あらかじめハローワーク所長及び学校長に対して所定の様式により通知していただくことになります。（職業安定法第５４条、同施行規則第３５条）

**○「公開求人」と「指定校求人」について**

・高卒求人は、「公開求人」または「指定校求人」のいずれかを選択いただきます。

　【公開求人】・・・・インターネットで全国の高校を対象に公開される求人です。

各高校は、事前に配布されたパスワードにより専用ＷＥＢサイトへログインし、求人を閲覧します。

　【指定校求人】・・・全国公開はせず、応募を特定の高校へ指定する求人です。

直接、指定した高校へ求人票の写しを持参または郵送していただ

くこととなります。

・公開求人でも、求人票の写しを任意の高校へ提出いただいても差し支えありません。

・全国の高校における就職者の状況は、専用サイト「高卒就職情報ＷＥＢ提供サービス」の「全国高等学校便覧」で閲覧できますのでご活用ください。

<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>

なお、ハローワークで受理・確認を受けた後に、求人票（高卒）を加筆修正したり二次元コードを貼り付けるなどの加工を行った求人票は、ハローワークの受理・確認を受けたものとは認められませんでのご注意ください。

**【２．高卒求人に係るスケジュール】**

**１．求人受付開始・・・・・・・・・・・・6月２日（月）から**

◆窓口での受付は６月２日（月）～６月13日（金）は予約制となります。ハローワーク堺

のHPに予約フォームがありますので10時00分～15時30分の間でご予約のうえ来

所願います。予約枠が埋まり次第締め切りいたします。その他の期間については⑭番窓口

にて受付します。平日の9時0０分～１６時００分となりますが、提出書類の確認等に

時間を要しますので、可能な限り早い時間帯の来所にご協力をお願いします。

◆来所が難しい場合は郵送も可能です。郵送による申込みも6月２日より受付となります。

◆求人者マイページにより申し込まれる場合は、必ず6月1日以降に仮登録してください。

　※5月31日以前に仮登録された場合、システム上、前年度（令和６年3月卒業者向け）

の求人票として登録されますので一旦差し戻しさせていただきます。

◆マイページから申し込まれても、添付書類の提出（郵送または持参）が必要となります。

また、仮登録日ではなく、添付書類の提出日が受付日となりますのでご注意願います。

◆7月１日（火）は求人票返戻業務で混雑が予想されるため、求人受付は行いません。

**２．求人票の返戻・・・・・・・・・・・・・7月1日（火）から**

◆求人票は、窓口返戻の場合返戻日は受付日により下記のとおりです。

　　**○6月１3日（金）までの受付分　　　　　　⇒　７月　１日（火）**

　　○6月１6日（月）～　２0日（金）受付分　⇒　7月　7日（月）以降

　　○6月23日（月）～7月4日（金）受付分　⇒　7月15日（火）以降

　　○7月　7日（月）以降受付分は、1週間程度経過後に返戻します。

◆郵送での返戻を希望される場合は、申込時にお申し出ください。７月１日（火）発送とな

りますので、７月１日（火）に必ず必要な方は窓口までお願いします。

７月１日（火）午前中の返戻は「ハローワーク堺　堺地方合同庁舎９階会議室」にて行い

ます。7月１日（火）の８：３０は大変混雑することが予想されます。可能な限りこの時

間を避けてご来所いただくようご協力をお願いします。

◆返戻する求人票と付属書類（「応募前職場見学実施予定表」や「学校・推薦人員一覧表」

いずれも該当する事業所のみ）にはハローワークの受付印が押印されています。受付印の

ない求人票と付属書類は学校が受理しませんので、必ず返戻時にご確認願います。

◆提出された書類の不備等で、申込み内容の確認ができない場合は、上記の期日どおりに返

戻できない可能性もありますので、ご注意ください。

**３．求人活動開始・・・・・・・・・・・・・7月１日（火）から**

◆高校の学校訪問は、７月１日（火）以降、求人票の返戻後、学校の了承を得たうえで訪問

可能です。学校へ求人票を提出される場合は、必ず事前に進路指導担当教諭にご連絡の上

訪問または郵送してください。

◆「指定校求人」の場合は、求人票（写）を高校へ提出してください。提出は必ずコピーをご使用いただき、原本は事業所で保管してください。

※求人票以外にも、「応募前職場見学実施予定表」や「学校・推薦人員一覧表」（いずれも該当する事業所のみ）がある場合は、それらもコピーして提出してください。

◆「公開求人」はインターネットにより全国公開され、各高校において求人の閲覧が開始さ

れますが、任意の高校へ求人票を提出していただくことも可能です。この場合も、指定校

求人と同様に、求人票は必ずコピーをご使用ください。

**４．応募前職場見学（「可」としている場合のみ）・・・・応募まで**

◆応募前職場見学は、就職希望者が応募先事業所を決定するにあたり、実際の業務内容や職

場の雰囲気などについて理解していただくため、企業と学校との協力のもと行われてい

ます。

◆できる限り、応募前職場見学は「可能」としていただくようお願いします。安全管理上の

問題等で見学を受け入れることができない場合は、問い合わせのあった学校へ会社案内

等を送付するなど、配慮していただくようお願いします。

◆応募前職場見学は採用選考ではありませんので、見学に来た生徒に質問したり、アンケ

ートを記入させるなどの行為はしないでください。

◆生徒の氏名を聴取することも禁止されています。なお、セキュリティ上または安全衛生上

　の観点から事業所で把握しなければならない場合等は、この限りではありませんが、事前

　に十分な説明をお願いします。

◆一方で、生徒があいさつ時に氏名や学校名を話すことがありますが、採用選考の基準には

　しないでください。

◆学校行事などで見学できる日が限られる生徒もいますので、できる限り、「随時見学可能」

　としていただき、応募前職場見学の有無を採用選考の材料としないようお願い致します。

**５．学校からの応募・紹介（推薦）・・・・・ 9月5日（金）から**

◆生徒の紹介（推薦）がある場合、事業所あてに、学校より近畿高等学校統一応募用紙が９

月５日以降に到着するよう送付されます。

※近畿高等学校統一用紙以外の用紙（事業所独自の様式や市販の履歴書等）は絶対に使用しないでください。

◆応募書類到着後は速やかに学校進路指導担当者にご連絡いただき、９月１６日（火）以降

の日程で面接日時の調整を行ってください（生徒と直接日程調整はしないでください）。

◆生徒１人につき１社のみ応募可能ですが、大阪府では９月１６日（火）以降、生徒１人につき２社までの複数応募が可能となります。

　※複数応募の対象は公開求人で、かつ複数応募を可能としている求人となります（求人

申込時に選択いただけます）。

　※複数応募ができる生徒は「指定校求人に応募していないこと」「公開求人でも複数応募不可の求人に応募していないこと」「応募時点において採用が内定していないこと」の

　　いずれにも該当している場合に限られます。

　※２社から内定を受けた生徒は、いずれかの事業所に対して内定承諾の通知を、もう一方

の事業所に対しては内定辞退の通知を速やかに学校を通じて行います。

　※単願・併願のみをもって採用選考の基準とされないようお願いいたします。

　※求人数を上回る採用内定を出された場合においても、内定の承諾があった生徒全員を雇用していただきます。

**６．選考開始、採否の決定・・・・・・・・9月16日（火）から**

◆必ず面接を実施してください。応募書類や筆記試験のみで採否を決定することはできま

せん。

◆学業への負担も考慮いただく観点から、面接はできる限り１回としていただき、採否の決

定も速やかにお願いいたします。

　※やむを得ず複数回（二次面接等）実施する場合は、必ず求人票にその旨を記載してください。

◆選考時に作文を課す場合は、その内容について求人申込時に聴取いたします（内容は求人

票には掲載いたしません）。

◆面接のほかに作文や筆記試験を課す場合は、できる限り同日中に実施してください。

◆高校生は、採否結果が判明するまで他の求人に応募することができません。応募から採用

選考までの期間が長期に渡りますと、選考にもれた生徒は重大な不利益を被ることにな

ります。採用選考は、応募後速やかに実施し、必ず求人票に表示された日数内で採否結果を出してください。

◆採否結果通知は任意の様式で、学校長あて、生徒本人あての２通を作成していただき、２

通とも学校へ送付してください（直接、生徒本人へは送付しないでください）。

◆不採用の場合は、その理由を具体的に記し応募書類とともに学校へ送付してください。

**７．採用（内定）状況の報告・・・・・・・・・・・内定後、随時**

◆内定後は、「新規学校卒業者の採用（内定）状況報告書」【様式H】をハローワークに提出

してください。　（提出は郵送（宛先）・持参・電子メール（宛先）のいずれか）

◆提出がなければ求人の取消はできません。また、内定人数が求人数に満たない場合も求人

の取消はできませんので、適正な求人数でお申込ください。

また、内定から入社までは数か月ありますが、勉学に専念できるよう卒業までの間は実習や研修を実施するために呼び出したり、レポートの提出や資格取得を求めるようなことは行わないでください。

**【３．求人の変更や取消しについて】**

**○求人内容の変更について**

・高校生は、高校教員や保護者等との相談、業務研究、職場見学および応募書類作成など

**実際に応募するまでに多くの時間を費やす**こととなります。
高校へ提出した（公開した）求人票よりも条件が悪化する場合など、変更内容によっては高校への丁寧な説明が必要な場合もあるため、求人の公開後は安易に求人内容を変更することは厳に慎んでください。

・やむを得ず、求人票の返戻後に記載内容の変更を行わなければならない事由が生じた場合は、ハローワークへご相談ください。変更後の求人票は、指定校求人の場合（公開求人であって、任意の高校へ提出された場合も含む）、必ず高校へ再提出してください。

・なお、就業場所や職種、雇用形態の変更はできませんのでご注意ください。

**○指定校求人から公開求人への変更について**

・９月１６日の選考開始後、指定した高校から応募がなかった場合は公開求人への変更や指定校の追加が可能です。

・すでに指定している高校に、公開への変更または指定校の追加について事前に連絡していただき、承諾を得た上で求人票（原本）を持参しハローワークにお越しください。

・公開求人から指定校求人への変更はできません。

**○求人の取消や求人数の削減について**

・高卒求人は、充足（求人数と同数以上の内定を出すこと）していない状況での求人の取消や求人数の削減はできません。

・やむを得ずこのような事態に至る場合は、あらかじめハローワーク所長及び学校長に対して所定の様式により報告していただくこととなっています。

・なお、高卒求人については受付期間を設定することができます。「9月5日以降随時」とすれば充足しない限り翌年6月末まで求人は有効となり、応募を受け付けていただくこととなりますが、受付期間の「終期」を設定すれば、当該期間終了後は、充足していなくても応募を受け付ける必要はありません。

・的確な採用計画に基づいて受け付ける期限を設ける場合は、「終期」を設定していただくようお願いします。

・受付期間の終期を設定された場合で、当該期間に応募がなく引き続き募集を続けられたい場合は、終期を後の日に変更することは可能です（前の日に変更することはできません）。

**＜求人者マイページで申し込まれた求人について＞**

求人者マイページにより申し込まれた高卒求人は、**マイページ上で求人内容の変更処**

**理や取消処理はできません**ので、これらの処理が必要となった場合は、必ず事前に当所までご連絡願います。

**【４．高卒求人申込時における提出書類について】**

**＜すべての事業所が提出していただくもの＞**

**１．高卒求人票作成に関する書類（ア～ウのいずれかの方法で提出願います。　【様式Ａ】**　※職種（営業・事務等）・就業場所毎に求人票が必要です。

　◆令和２年度以降に高卒求人を提出いただいている場合◆

ア「朱書き修正」した昨年度の求人票

・直近の「求人票（高卒）」を表裏両面コピーし、変更部分だけ「朱書き修正」したものを提出してください。【青少年雇用情報は必ず最新の内容に修正してください】

　◆令和２年度以降に高卒求人を提出いただいていない場合◆

　イ求人申込書（高卒）

・令和２年度以降に高卒求人を出したことがない場合は、ハローワーク堺のホームページから「求人申込書（高卒）」をダウンロードしていただき、全てご記入いただいた上で提出してください。

◆ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」から求人登録をする場合（昨年度に高卒求人を提出いただいている場合を含む）◆

ウ６月１日以降に求人者マイページから求人の仮登録を行ってください。５月３１日までに入力を行うと今週（令和７年３月）卒業者を対象とした求人の申し込みとなってしまいます。また、入力後１４日経過すると、登録されたデータが自動削除されますので、来所日を踏まえた上で入力してください。来所の際は、**求人票のプレビュー**（事前にインターネット上で求人情報の入力をする際に取得）が必要です。

マイページの仮登録のみでは受付は完了しません。下記２及び３の書類を持参又は郵送していただいた時点を受付日とします。

**２．「公正な採用選考」のためのチェックリスト及び動画視聴研修受講報告書**　**【様式B】**

○動画を視聴後に、印刷の上ご記入いただき、申込時に提出してください。

**３．採用選考関係書類等点検票【様式C】**

　○点検票の⑤～⑧の書類を使用されている場合は、その写しも提出してください。

**4．高卒求人受理チェックリスト【様式D】**

　○全て記入していただいた上で提出してください。

**＜該当する事業所のみ提出いただくもの＞**

**１．応募前職場見学実施予定表　【様式E】**

　○職場見学を特定日に指定される場合のみ提出してください。

※随時見学が可能な場合や、特定日が求人票に記載されている場合は不要です。

**２．学校・推薦人員一覧表　　【様式F】**

　○学校を指定される場合で、求人票に記載しきれない場合に提出してください。

**３．公正採用選考人権啓発推進員選任報告書【様式G】**

　○未設置事業所。高校新卒者の採用を実施される事業所については、従業員数が２５

　　人未満であっても選任していただくようお願いいたします。

**４．事業所登録シート　【様式はハローワークにお問い合わせください】**

　○ハローワークに事業所登録していない（初めて求人を申し込む場合）に提出してください。

　○令和２年１月以降に求人（一般・学卒）申込みをされていない場合は別途書類が

　　必要となりますので、ハローワークにお問い合わせください。

**【６．大卒等求人について】**

**＜提出書類＞**

○求人申込書（大卒等）

・昨年度も提出され、職種・就業場所が同じであれば、昨年度の求人票写しを提出していただければ、求人申込書は不要です。

　※変更がある場合はコピーしたものを修正の上、提出してください。

・マイページより提出していただくことも可能です。

**＜スケジュール＞**

○求人受付・・・・・・・２月１日以降

○求人公開・・・・・・・４月1日以降

○応募、選考・・・・・・６月１日以降

○採用内定・・・・・・１０月１日以降

**【７．窓口のごあんない】**

◆学卒求人（中学・高校・大学等）はハローワーク堺　事業所サービス部門（14 番窓口）で受け付けています。

◆管轄区域は堺市全域となっています。

◆混雑を避けるため、できる限り１２～１４時を除く時間帯でのご来所にご協力をお願いします。

◆提出書類の確認や説明等に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってご来所ください。

　　ハローワーク堺　学卒コーナー

　　〒590－0078　堺市堺区南瓦町2-29　堺地方合同庁舎1～3階

　　TEL：072-238-8301（部門コード　31＃）

　　受付時間：（月～金）８：３０～１６：００

　　（土・日・祝日・年末年始は取り扱っておりません）

**公正な採用選考について【重要】**

採用選考につきましては、**本人の適性と能力**に基づいて実施していだいているところです。

しかしながら、毎年説明会等の場において、面接においては不適切な質問等はしないように説明させていただいておりますが、やはり昨年度につきましても面接時において家族について（親の職業・兄弟の有無・既往歴）等の質問がなされるケースが違背事象として教育委員会より数件報告がありました。当然ハローワークとして事業所の方に事実確認等を行い指導させていただくことになりますが、事実確認の際、皆さんが同じ様に「ついうっかり聞いてしまった」と言われます。改めて事業所のみなさまにつきましては、公正な採用選考への取り組みを行っていただき違背事象が発生することの無いようよろしくお願いします。

**【新規高卒採用選考における問題事象発生のシステムの流れ】**

高校生の採用選考では、

**面接直後に高校の指導教諭が生徒から面接での質問内容の聴取を行います。**これは、面接前後の雑談における発言も含まれます。

その中に不適切な質問等がありますと、学校は問題事象として教育委員会に報告をします。教育委員会は労働局へ問題事象を通報、それを受けた労働局から管轄ハローワークに事実確認の要請が行われます。

ハローワークではその問題事象について事実確認等を行うことになります。場合によっては、今後の高校生の採用に影響を及ぼす場合もあります。

**採用選考［面接（雑談を含む）］**

**⇓⇓⇓**

**面接等の質問内容を聴取（書面含む）［教諭⇔生徒］**

**⇓⇓⇓　　　　　⇧⇧⇧**

**学校から教育委員会へ報告**

**⇓⇓⇓　　　　　⇧⇧⇧**

**教育委員会から労働局へ通報**

**⇓⇓⇓　　　　　⇧⇧⇧**

**労働局からハローワークへ事実確認依頼**

**⇓⇓⇓　　　　　⇧⇧⇧**

**ハローワークから求人事業所へ事実確認等**

問題事象として指摘されてくる案件のほとんどは、**ついうっかり**、**何気なく**、**生徒をリラックスさせようと思って…聴いてしまった**ということがほとんどです。

また、**生徒の側から発言されることもあり、それに追従する形で会話を行った**ことで、問題事象として挙がってくることもあります。

このような、本来、意図としない事案が発生しないようにご注意ください。

**【こんなときに問題事象が】**

事象の多くは、**［家族］**に関する質問です。

*『ご家族は何人ですか？』*

*『ご兄弟・姉妹はいますか？』*

高校生は面接で緊張しています。リラックスさせてあげようとして、このような質問がされることがあります。

ところが、これは家族の状況に関することで、本人の適性と能力に関係のない不適切な質問となってしまうのです。この質問で、家族状況を知り不公正な採用選考をしようというような意図がなくても問題事象となります。また、ご家族がご健在でない場合もあり、生徒が動揺する可能性もあります。

また、こんなケースがあります。

面接官『当社への応募動機を述べてください』

生　徒「母が、●●の仕事をしていましたので、以前から興味があり、応募をいたしました」

ここまでよくある、やりとりですが・・・

面接官*『お母さんはいまも、そのお仕事をされていますか？』*

と、聞き返した時点で［家族の職業］を聴取したことになります。

面接官*『お母さんはお元気ですか？』*

この場合は［家族の健康状態］を聴取したことになります。

この例に限らず、**聞き返しは問題事象につながってしまう可能性**がありますのでご注意ください。

「家族」の他に多い事象は**「尊敬する人物」**や**「家」**に関する質問です。

この事象が発生するのは、急な面接官の変更で、十分な打ち合わせがなく、とりあえず面接官となったものの、何か質問しなければと思い、この質問をしてしまうというケースが多いのです。この例は**マニュアルの作成**、**事前ミーティングで防止することが可能です**。

また、**家族のこと**や、**尊敬する人物**などは、高校生が自ら自己ＰＲとして発言する場合があります｡

生　徒「父が○○の仕事一筋で私をここまで、育ててくれました。私はそんな父を尊敬しています。」

と、生徒が自ら発言することはかまわないのですが…

面接官『お父さんを尊敬なさるのは良い心がけですね。』

と、返すのが適切な例ですが、

面接官*『お父さんを尊敬なさるのは良い心がけですね。お父さんは元気になさっていますか？』*

これも、**聞き返しで、家族の健康状態を質問したということになります。**

えっ、こんなことが…

と、思われるかもしれませんが、指摘があれば問題事象となってしまいます。

また、*『家はどの辺りですか？』*

応募した生徒の住所が面接官のたまたま知っている場所だったりすると、『駅のどちら側』とか、『どの辺り』とか、質問してしまうことがあります。特にそれが何かを意図するものではないとしても、また通勤の便を確認しようとしたものだとしても、生活環境や住宅状況の聴取につながる恐れがあります。住居の場所は本人の適性・能力と関わりのないことですので、不適切な質問ということになってしまいます。

生徒に好感を持ったことで話がはずみ、ついつい個人情報にかかわるような質問をしてしまうということは多いのです。

他にもいろいろな事例が考えられますが、先ほどもお示ししました以下の３点にご留意いただくことで、問題事象の発生を高い確率で防ぐことが可能です。

●面接にあたっては面接担当者による事前ミーティングを行ってください

●面接マニュアルを作成しそれに則った質問をしてください

●急な面接官の変更には特に注意してください

**～不適切な質問に対しては、生徒に答えないように指導がなされています～**

**『ただいまの質問には答えないように指導を受けています』**

**というように生徒が発言した場合でも、生徒に不利益な選考判断を行わないようにしてください。**